

報 幸 田

郡 桂 所
田 役 人 本 所 版
額 町 行 長 刷 活
知 田 宛 田 町 刷
愛 幸 田 町 刷
第 21 号 行

選挙人名簿調製に

御協力を!

昨年は、各種の選挙が行われ政治と国民のかけ橋として選挙の重要性を再認識されたことと申します。本年も政界の情勢では衆議院議員総選挙も予想されていますが特に選挙権行使に欠くことのできない選挙人名簿はその正確性が要求されることを今更痛感するところです。

幸田町選挙管理委員会では、法令に基づいて本年も九月十五日現在において基本選挙人名簿を調製致しますから御協力下さい

(幸田町選挙管理委員会)

各種選挙資格申告書の提出

選挙管理委員会では、調製の手法として各選挙人より各種選挙資格申告書を提出して戴き、これに基づいて諸調査を加え、調製致しますから選挙資格を有する方は、左記の要領により申告して下さい。

1 申告書に記入していただく方
イ 昭和十五年十二月二十一日以前に生れた日本人で本年六月十五日以前から引き続き幸田町に住んでいる方
ロ 幸田町に住所を有していて病気のため入院又は仮地療養、旅行、出稼ぎ、行商のため一時町外に滞在中の方及び船員の方は留守家族の方で記入して下さい。

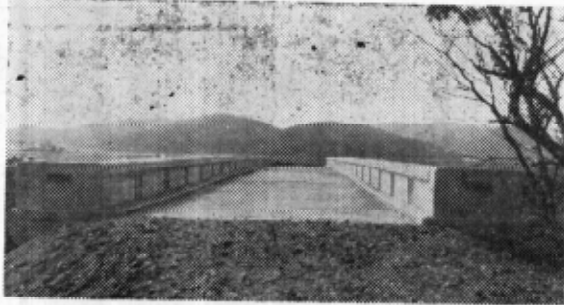
ハ 選挙については本号掲載「公職選挙法のあらまし」を御参考にして下さい。

2 申告書の書き方等
イ 申告書は、世帯主において選挙資格を有する家族について記入のこと。
ロ 本籍並びに氏名、生年月日な必ず戸籍面の通り記入のこと。
ハ 住民登録の有無欄には、必

公共土木施設三橋梁 災害復旧工事竣工

住民登録の有無を記入のこと。
申告書は、後日配布の用紙

観音橋、茶屋坂橋及城橋は昭和三十四年九月二十六日の伊勢湾台風により午後八時三十分瞬間最大風速五十八メートルを記録したほどの強風雨と上流よりの激流及流木と相まって橋脚※



完成した 観音橋

※を折損したため橋体は傾斜し流失したため交通量の多い重要な橋梁には地元関係者の切実なる要望に依り国庫補助申請をした所次の通り決定しました。

観音橋(岩崩)
一、四六八、〇〇〇円
茶屋坂橋(高力)
一七三、〇〇〇円
城橋(坂崎)

この際永久橋に架替へようとの事であるが改良復旧国庫補助対象は次の条件に該当しなければならぬ。

① 自動車の交通量が一日概ね百台以上のもの。
② 木造部分の被災延長が発該木造部分延長の二分の一以上のもの。

により指定期日までに区長事務所を通じて役場総務課選挙係へ提出して下さい。

二二九、〇〇〇円

前記の決定額は原形復旧の木造橋である為維持修繕費の重なる木造橋にあつては寿命も短く将来の都市発展を阻害する様では

| 橋名 | 所在地 | 概 要 | 設計額 |
|------------|--------|--------------------------------|----------|
| 観音橋 | 幸田町 池田 | 鉄筋コンクリート橋長三、長四九、六五、八九二、三、六メートル | 千円 |
| 坂茶橋 | 幸田町 高田 | 鉄筋コンクリート橋長一、一、五、四、三、六メートル | 千円 |
| 城橋 | 幸田町 城 | 鉄筋コンクリート橋長九、六一、五、〇、六、〇、三、三メートル | 千円 |
| 改良復旧工事入札調査 | | | |
| 工事項 | 所在地 | 請負金 | 請負人 |
| 観音橋 | 幸田町 池田 | 三、八〇〇千円 | 三栄組岡崎出張所 |
| 茶屋坂橋 | 幸田町 高力 | 八、三、五、〇、〇千円 | 植村組(幸田町) |
| 城橋 | 幸田町 坂崎 | 五、六、六、〇、〇千円 | 桐山組(岡崎町) |

三橋梁共これを永久橋架替として国庫補助対象に該当せず永久橋に改良復旧は出来ない。若し改良復旧をすれば木造決定額と永久橋の差額を一切単独町費で以て施行するならば認める、この様な条件にも拘らず町財政に多大な動揺を及ぼすに至つても地元関係民各位の熱意ある御力を得て永久橋に改良復旧することに決意し都市発展にまいしんした。

早速改良復旧工事と指名競争入札に付した結果次の通り業者を決定し工事を進めて来ましたが七月三十一日を付つて立派に竣工致しました。

改良復旧工事概要

手数料は収入証紙で納付

幸田町収入証紙規則を制定

最近、諸官庁の事務改善が強く叫ばれ、役場でもすでに、各種の事務改善を研究し、一部実施してはいますが、このたび、この事務改善計画の一つとして使用手数料、料の証紙徴取の方法を採用するため、去る八月一日「幸田町収入証紙規則」を公布し九月一日より実施することになりましたから御協力下さい。

- 手数料を収入証紙で納める**
- 証明書等及び手数料額
 - 戸籍謄抄本一枚につき四十円
 - 除籍謄抄本一枚につき四十円
 - 戸籍記載事項証明 一枚につき 四十円
 - その他の戸籍証明 一枚につき 四十円
 - 住民登録票謄抄本 一枚につき 四十円
 - 戸籍の附票謄抄本 一枚につき 四十円
 - 居住証明書一枚につき四十円
 - 住民票記載事項証明書 一枚につき 四十円

転出証明書一枚につき五十円
その他の証明書 一件につき 四十円

戸籍簿、土地家屋台帳その他公簿の閲覧一回につき四十円
戸籍謄抄本等の交付及び手数料の納付手続

①戸籍謄抄本、その他証明書の交付を受ける場合には、役場に用意してある交付申請書に交付を受けようとする戸籍謄抄本、その他証明書の種類、必要者の氏名等、必要事項を記載し、交付申請する者が署長(又は、記名)捺印する。

納付すべき手数料の額を係員より確め、役場内の収入役室で収入証紙を購入し、交付申請書の収入証紙貼付欄に貼つて係へ提出して下さい。

幸田町収入証紙規則
(昭和三十五年八月一日規則第三号公布)

第一条 幸田町は、次の各号に掲げる使用料、手数料、その

他税外収入(以下「使用料等」という)を徴収するため幸田町収入証紙(以下「収入証紙」という)を発行する。

一、戸籍手数料令(昭和二十四年政令第四百十一号)に規定する手数料

二、幸田町手数料徴収例(昭和二十九年条例第三号)に規定する手数料

三、幸田町公民館設置及び管理に関する条例(昭和二十九年条例第二十三号)に規定する使用料

四、前各号に掲げるもののほか、町長の指定する使用料等

第一条 収入証紙により徴収する使用料等に対しては、領収証を交付しない。但し、特に要求があつた場合は、この限りでない。

第三条 収入証紙の種類は、十円、四十円、五十円及び百円の四種類とし、形式は別記第一号様式のとおりとする。

第四条 収入証紙の原簿は、収入役が保管しなければならない。

第五条 収入証紙は、町長の許可を得て総務課長が調製し、

収入証紙調製報告書を添えて町長の検査を受け収入役に引き渡すものとする。

第六条 収入証紙は収入役又は収入役が指定する職員が売捌きをし又は、保管しなければならない。

2 収入役又は、収入役が指定する職員は、前項の規定により保管する収入証紙については、別記第三号様式による収入証紙整理簿を備え、その出納を明らかにしなければならない。

第七条 収入証紙は、次の各号に掲げる場所へ以下「発売所」という)において発売する

一、幸田町役場 収入役室。
二、町長において必要と認めるところ。

第八条 一旦発売した収入証紙は、これを幸田町以外の証紙又は、現金と引き換えることができない。

第九条 収入証紙により使用料等を徴収しようとするときは納付を要する事件の申請文書の余白又は、所定の帳簿に収入証紙を貼付させなければならない。

第十条 収入証紙により使用料等を徴収する主管課長は、前条の規定により収入証紙の納付があつたときは、これを点検し、別記第三号による消印を押すものとする。

第十一条 収入役は、毎日の収入証紙発売代金は、雑部金整理として出納を明らかにしなければならない。

2 収入役は、別記第四号様式による収入証紙売却精算書を毎月五日までに作成しなければならない。

3、前項の規定は、収入役の指定する職員の発売に準用する。

第十二条 収入証紙を消印する主管課長は、毎月末、別記第五号様式による収入証紙消印高報告書を作成し、収入命令を受け収入役に報告しなければならない。

第十三条 収入証紙の取扱いは、この規則によるほか、幸田町財務規則(昭和三十三年十一月一日規則第四号)による現金とみなし同規則を準用する。

附 則
この規則は、昭和三十五年九月一日から施行する。

別 記 省 略

ヒキツケ



子供はシバ〜「ヒキツケ」を起し、お母さん方を驚かせるがヒキツケと云うのは特別の病気ではなく色々の病気によつておこる一つの症状です。

ヒキツケの原因は二通りありますが普通に云うのは病気の初めに高熱の出た場合に良く起るものです。

ヒキツケを起す病気は子供の年齢によつても多少違い、生後一ヶ月未満のものは脳性小児などとの分曉障害によるもので

その他乳児は急性肺炎、風邪などの初めに高熱の出た場合良くひきつけます。

幼児では、肺炎、はしか、風邪などで熱の出た時、痲疹、日脳、脳膜炎等の時に多く見られ学童期では、日脳、脳膜炎、尿管症等の時に起ります。

可愛い、子供がひきつけた時びつくりしておろ／＼し勝ちだが、まず落付き医者が来る間に

子供が自分自身を傷つけないよう気をつけて下さい。

応急手当としては、部屋を暗くし、静かに寝かせ、胸を開いて呼吸を楽にさせ、頭を冷やして手足を暖かくするようにして洗腸をする。便が出たら粘液便でないか、血がまじつていないか調べ医者に診せるまで便をとつておく、又体温も必ずはかつておきましょう。

若しひきつけがはげしく菌をくいしばつて舌をかむ危険があれば舌をかむのを防ぐ注意が必要であります。

しかし、このひきつけは非常におそろしく見えるが、そのために死ぬような事はめつたにありませんが乳児の百日咳の時のひきつけは非常に危険で、そのまゝ死ぬことがあるから、若し呼吸がとまつたらすぐ人工呼吸をしなければなりません。

さてどんな事でもそうでありますが、始めのうちは注意してやるが、段々なれてくるとついおろそかになり「又ヒキツケタヨ、ホツテオキマシヨウヨ」なようか。

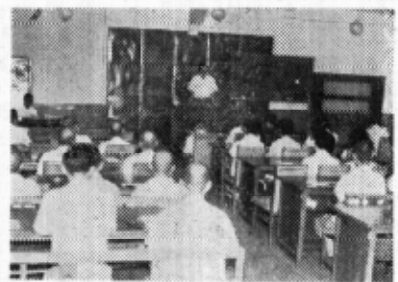
公明選挙常時啓発事業

話しあい助言者研修会開く

選挙管理委員会では、公明選挙常時啓発事業の一環としての話しあいを積極的に推進するため、過般、各部落、諸団体に公明選挙を話しあう、話しあいがグループの結成を依頼し、すでに各所で話しあい活動が活発に行われていますがこのグループの運営を一層円滑にするため、去る八月二十二日、役場内の議場に各グループの代表者約五十名を集め、話しあい助言者研修会を行った。

この会は、午前中、県地方課選挙係長夏日寿氏の「公明選挙の意義」、県社会教育主事小浜保氏の「話しあいの仕方について」を寸劇、リネクレーションを混え、和やかな雰囲気の中に聴講し、選挙の重要性と話しあいの必要性を再認識した。

午後は、敗戦後、民主政治を確立するまで日本があゆんだ、茨の道を記録した映画、「一すじの道」を鑑賞したのち、三分



熱心に聴講する助言者たち

自衛官募集

上空 陸海航



9月1日から10月10日まで
 年齢18才から25才未満
 35年10月中旬～11月上旬
 36年1月上旬から
 2等陸海空士 初給約6,800円
 他に衣食住を支給

志願案内及び詳細については役場総務課又は自衛隊愛知地方連絡部(名古屋市中区南外堀町)

前号は選挙管理委員会、選挙の区域、選挙期日についてお話ししましたが今回は、選挙人名簿調製時期でもありますので選挙権、被選挙権及び選挙人名簿について掲載します。(選挙管理委員会)

四、選挙権

(1) 国会議員の選挙権を有する者
イ 日本国民であること。
ロ 年令が満二十年以上であること。

(2) 地方公共団体の議会議員及び長の選挙権を有する者。
1 の要件のほかに三カ月以上同一市町村に引続いて住所を有していること。

地方公共団体の議員及び長の選挙権に住所要件を加えた理由は、地方公共団体が地縁的社会を基礎とする地域団体であることによるのであつて、或る期間同一市町村で生活することにより、その市町村の実情にも通じて、はじめに選挙権を行使させることが適当である、という趣旨と解されます。

しかし、例外として、天災地変等によりやむなく他の市町村

に住所を移した者は、三カ月の住所要件に満たなくとも、選挙管理委員会に申し出ることににより選挙権を取得することができず。

ここで問題となることは、住所の認定であります。住所については、民法第二十一条では「各人の生活の本拠をもつて住所とみなす」とし、住所不明のときは「居所をもつて住所とみなす」としています。また、現代

に住所を移した者は、三カ月の住所要件に満たなくとも、選挙管理委員会に申し出ることににより選挙権を取得することができず。

ここで問題となることは、住所の認定であります。住所については、民法第二十一条では「各人の生活の本拠をもつて住所とみなす」とし、住所不明のときは「居所をもつて住所とみなす」としています。また、現代

公職選挙法のあらまし(2)

社会の生活環境から「人の住所は一ヶ所に限られず」として住所複数説もありますが、選挙権についてはその性質上単に居所を住所とみなすとか住所の複数説とかは考えられません。すなわち、住所は一カ所しかあり得ないのであります。

住所は、その人の生活の本拠をいうのでありますが、なにか生活の本拠であるかについては困難な場合が多く、特に入院、出稼、修学などの場合の住所の認定は非常にむづかしいものがあります。したがつて、これらの場合には、その個々についての具体的、客観的事実を基礎として認定するのほかにいふことができません。

五、被選挙権(公職につくことのできる資格)

被選挙権については、選挙権と同様に、まず日本人であることほかに次のような年令要件等が少要となつています。

- 衆議院議員、市町村長 年令満二十五年以上の者
- 参議院議員、都道府県知事 年令満三十年以上の者
- 都道府県議會議員 当該都道府県議會議員の選挙権を有し、年令満二十五年以上の者
- 市町村議會議員 当該市町村議會議員の選挙権を有し、年令満二十五年以上の者

以上の年令要件は、いづれも選挙の期日で算定されます。

六、選挙権、被選挙権を有しない者

選挙権及び被選挙権について前述の要件を具えている者であつても、次に掲げるような事由に該当する者は選挙権、被選挙権がないことになつています。

- 1 禁治産者
- 2 禁錮以上の刑に処せられその執行を終るまでの者
- 3 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 公職選挙法に規定する選挙

犯罪により選挙権、被選挙権の停止を受けた者は、その停止期間

七、選挙人名簿

選挙人名簿は、選挙人としての資格を立証し、投票の権利を行使することができる唯一の公簿であります。

日本人で年令満二十年以上の者は、国会議員の選挙権があること、又これらの者で三カ月以上同一市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公

共団体の議会の議員及び長の選挙権があることは、前に述べたとおりであります。これらの要件を具備しているものでも選挙人名簿に登録されていないと選挙権を行使することができませんから注意が肝要です。

選挙人名簿には、基本選挙人名簿、補充選挙人名簿及び船員基本選挙人名簿の三種類があります。このうち船員基本選挙人名簿は、陸上に住所を有しない船員だけに適用され、国会議員の選挙の際にのみ使用されます。その他の名簿は、公職選挙法の適用を受けるすべての選挙ならびに最高裁判所裁判官国民審査、地方自治法の規定による直接請求の場合などにも用いられます。

実質的には、選挙権があつても選挙人名簿に記載されていないと投票ができないことは、前に述べたとおりであります。このように極めて重要な選挙人名簿は、どのようにして作成されるか、次にその手続を説明しましょう。

(1) 基本選挙人名簿 (次頁につづく)

(前頁よりつづく)
 基本選挙人名簿は、毎年九月十五日現在で三カ月以來、その市町村の区域内に住所を有し、十二月十日現在で年令満二十才以上の日本人で前述の欠格事項に該当しない者を市町村の選挙管理委員会が調査(幸田町では申告方法等により行つています)して登録し、調製します。調製された名簿の登録誤れや、誤載を補正するために十一月五日から十九日までの十五日間一般選挙人に公開して縦覧に供することになっていきます。選挙人は、この縦覧期間に名簿を見て登録されるべき人が洩れていたり、又は資格のない人が登録されていると認められる場合は、その文書を縦覧期間内に市町村の選挙管理委員会に異議の申し出ができます。委員会はその申し出が正当であると認めるときは、直ちに名簿を修正し関係人に通知します。以上の手続を経た名簿は十二月二十日に自動的に確定し、翌年十二月十九日まで有効な名簿として各選挙に用いられます。

(B)補充選挙人名簿
 この名簿は、基本選挙人名簿に登録されるべき者で洩れた人の救済と、あらたに選挙権を有することとなつた人のために選挙を行うために調製します。市町村の選挙管理委員会は、

選挙を行う事由が生じた場合、その選挙を管理する選挙管理委員会があらかじめ告示した日程(調製現在日、申請期間、調製期限、縦覧期間、異議申立期間、確定期日)にしたがつて補充選挙人名簿を調製することになっていきます。補充選挙人名簿に登録されるには、基本選挙人名簿の場合と異なり申請行為が少要でありますし、又登録資格はすべて調製現在日で諸要件を満してなければなりません。名簿の縦覧、異議の申立等は基本選挙人名簿と同じ考え方で、船員基本選挙人名簿

船員基本選挙人名簿に、ついで(註)次回は、投票、開票については、省略します。

はじめから疑うのは止めて
 (納税者の不満を聞く懇談会)
 納税者の不満の声を聞く懇談会も去る七月十日其の幕を閉じたが此の期間中一般納税者と理事者側との懇談会で話題になつた潜在苦情および質問問題を拾つてみますと、

- 1 税務署員の記帳調査の場合はいじめから疑つてかゝることは止めて欲しい。
- 2 会社決算期の確定申告後調査
- 3 源泉徴収の納税が止むを得ぬ理由で遅れた場合一日五円の延滞料は免除して欲しい。
- 4 輸出課税品が返品された場合その取扱以上の事務的処理を合理的にして欲しい。などの苦情が出されました。

幸田町保健センター 九月行事表

| 日 | 時 間 | 行 事 |
|----------|---------------|------------------------|
| 一日 (木) | 午後一〇〇〇~三三〇 | 乳食実地講習 |
| 六日 (火) | 午後一三〇〇~三三〇 | 妊婦、一般婦人検診 家庭計画相談 |
| 十三日 (火) | 午後一〇〇〇~四〇〇 | 乳幼児、妊産婦結核其の他 一般健康相談 |
| 二十日 (火) | 午後一〇〇〇~四〇〇 | 乳幼児、妊産婦結核其の他 一般健康相談 |
| 二十一日 (水) | 午前九三〇〇~午後三三〇〇 | 乳幼児検診 |
| 二十二日 (木) | 午前九三〇〇~正午 | 乳幼児検診 |
| 二十二日 (木) | 午後一〇〇〇~三〇〇 | 老人検診 |
| 二十七日 (火) | 午後一〇〇〇~四〇〇 | 乳幼児、妊産婦結核其の他 一般健康相談 |

台風、その他の災害による被害が国民生活に甚大な影響を与えてる現状に、かみかみ、毎年九月一日を「防災の日」とし、この日を中心として防災思想の普及、防災訓練等これにふ

九月一日は防災の日

さわしい行事を実情に應じて実施されることになりまし。たから私たちが、毎年迎えないばならない災害期に備え防災の認識を深め、これに対処する心構えを準備したものです。

八月の町政メモ

| | |
|------|-------------------|
| 二日 | 文教委員会、消防団役員会 |
| 三日 | 経済委員会 |
| 四日 | 災害対策総合訓練打合せ、農業委員会 |
| 五日 | 東京幹線対策委員会 |
| 八日 | 選挙管理委員会、園芸振興会梨部会 |
| 十一日 | 遺族会役員会 |
| 十九日 | 畜産講習会 |
| 二十日 | 区長会議 |
| 二十二日 | 話しあい助言者研修会、文教委員会 |
| 二十三日 | 消防役員会 |
| 二十四日 | 森林組合役員会、日作農組合役員会 |
| 二十六日 | 災害対策総 |
| 二十七日 | 合訓練総務委員会 |
| 三十一日 | 災害対策総合訓練定例町議会 |

ねん こんどの支払は
 きん 九月六日です
 国民福祉年金の第三回目の支払いはこの九月六日からはじまります。

年金証書に書いてある支払郵便局に、年金証書と印鑑をだせばよいのですが忘れずに受領して下さい。

税務 相談

固定資産税の賦課期日は 一月一日だが

問 不動産を買い受けて固定資産税は日割計算で精算するようになり、この場合日割り計算の基礎になる最初の日はこの年の一月一日か四月一日かおろかがいしますか。

答 固定資産税は毎年一月一日現在の固定資産所有者に課することになっており、納期は四月、七月、十二月、二月で分割して納めることになっている、だから来年一月一日にもしあなたがその不動産を持つている場合はあなたが納税義務者になることとからして一月一日を基礎として考えるのが常識的ではないかと思われるが、それはあくまで相手方との話し合いで決めて貰う性質の問題と思われまます。

生保金の口数と 相続税の免税点

問 生命保険金の受け取りは相続税法では五〇万円までは税金がかからないと聞いておりますが数口加入したような場合はどのような計算になりますか。

答 被相続人が死亡したために相続人が生命保険契約の保険金を取得した場合に五〇万円までは相続税の課税価格に算入しないことになっています、この場合に現在の相続税法は相続財産の取得者ごとに課税する建前を取っているから数口加入された場合であつても口数には関係なく被相続人の死亡によつて生命保険金を受け取るようになる相続人一人について五〇万円までは課税されません。

退職金の源泉徴収は

問 私の会社では今年の九月に退職する人が数名おりますが退職金に対する源泉徴収の取りあつかいはどうなつておりますか。

答 退職金に対する源泉徴収は「退職所得に対する所得税の税額表」によると直ちに求める税額が得られるになつてゐる。特別控除については退職金額から年令、在職期間及び退職原因、つまり障害退職であるかどうか

について適応する特別控除を行なうその控除後の金額の十分の五相当額を他の所得と分離して一般の累進税率により課税される退職所得の源泉徴収のさいも原則としてこの税額表を適用して税額を求めることになつてゐるがその税額の計算にあつては「退職所得の受給に関する申告書」の提出の有無およびその記載する内容に応じて区別されるが今年の退職日まで他の会社等の退職がなかつたものとする、退職時の現状により計算した特別控除を控除した金額に応じて税額表により税額を求める

またも大台風襲来？

災害対策総合訓練を実施



本格的な台風期を控え、災害対策の最終段階として愛知県では去る八月二十六日、二十七日の両日、昨年の伊勢湾台風より大きい台風が県下に襲来した想定の下に、市町村を中心に、関係機関及び諸団体並びに一般住民の参加のもとに全県下に亘つて大規模な災害対策総合訓練を

写真説明



幸田町でも、この県の計画に積極的に協力すると共に、町自身の防災のために災害対策本部活動を初めとし、大草地区における大井池堤防決壊寸前を想定として避難訓練、消防団等による水防対策における工法訓練等を極めて実戦的に行い、来るべき災害期に備え、多大の成果をおさめた。

① 水防訓練 (月の輪工法)
② 水防訓練 (遊振り工法)

農家の皆さんへ 所有地・耕作地調査について

農業委員会

昨年は農家の皆さん方の格別な御協力を得て農家台帳を作成することが出来、当町に於ける農業振興事業の基礎資料となし得ましたことについて厚く御礼申し上げます。

つきましては本年も農地法の示すところにより農地の所有状況及び耕作地に関する調査を実施し、併せて農家台帳の整備を実施することと致しました。

御協力を御願ひ致します。

これについては農家の皆様方の御協力なくしては到底満足な効果を挙げる事が出来ませんので、調査について重ねて御協力を御願ひ致します。

尙此の調査については既に各部落の調査員の方が、聴取り調査を実施して居りますので御質問にはありの儘を御答え願ひと共に九月五日迄に完了する様御協力を御願ひ致します。

お知らせ (商工係)

計量器の定期検査について

はかり、ます、ものさし、の定期検査が左記の日程により実施されますからお知らせします。

此の定期検査は計量法(昭和二十六年法律第二〇七号)第三十九条により三年に一度づつ行われるもので検査を受けなければならぬ計量器は

1 取引に使用するもの

2 証明等に使用するもの

であります。此の検査は正確な計量器を使用し適正な計量による明るい文化生活を営んで頂くと共に計量に関する不正を未然に防止する目的をもつて行なうものでありますので、関係者は全員受検される様お願い致します。

計量器定期検査日程表

| 月日 | 時間 | 検査場所 | 検査区域 |
|------|------------|-------|----------------------|
| 九月五日 | 午前九時半—十二時迄 | 豊坂農協 | 野場、水野、新田 |
| | 午後一時—三時迄 | 須美支所 | 須美、(二時—三時) 桐山、上六栗、六栗 |
| | | 上六栗支所 | 上六栗、六栗 |

仔豚の共同出荷について

皆様今月(八月)より幸田町種豚組合にて仔豚の共同集出荷を始めましたので御利用御協力願ひます。

さて今迄の出荷成績を申し上げますと、第一回出荷八月十五日頭数三三頭販売価格平均八四一〇円当市場平均価格八二八三円、第二回出荷八月二十五日出荷頭数二五頭販売価格平均九四四〇円当市場平均価格九一八四円でございます。共同出荷のため何れも高値に販売することが出来ました。出荷者が特に喜ばれました点を一二申し上げます。

1 今迄のように運搬及び販売に労力と手数がかからないから女子供にまかせれる。

2 豚がまとまるので質と量が揃って個人売よりはるかに高値に販売される。

では今後の集出荷の方法を申し上げます。

一、集出荷毎月五日、十五日、

| | | | | |
|------|-------|---------|-------|-----------|
| 九月六日 | 深溝農協 | 深溝一四、逆川 | 萩谷農協 | 萩、芦谷 |
| 九月七日 | 大草農協 | 大草、高力 | 坂崎農協 | 長嶺久保田、坂崎 |
| 九月八日 | 幸田町役場 | 横溝、菱池 | 幸田町役場 | 幸田区及び町内一円 |

参考、計量器を取引上又は証明に使用している者がその計量器を定期検査に提出しない場合は六ヶ月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処せられます。

- 二十五日、の月三回
- 一、集荷時間当日午前中
 - 一、集荷運賃組合負担
 - 一、組合手数料無し
 - 一、出荷申込種畜農場又は役員技師員
 - 一、輸送方法自動三輪車
 - 一、出荷豚の大きき一八、七五K(五貫)上
 - 一、豚の手入出荷当日までに良く洗って置くこと
 - 一、疾病等については正直に申し出ること

以上でございますが現在肉畜は不足して居る現況でありますので仔豚もこれと同様品不足の感が見受けられるので皆様大いに生産に努力され有利に共同販売するようお願い申します。

◆林業知識◆ 森林組合
将来の木材需要の見通しについて

「こうみんなが毎年造林してい

たら三〇〇四〇年もたつうちに木があまってしまうのではなからうか」と心配している方々の為将来の木材需要の見通しについておつたえしましう。

現在日本では毎年一億五千万石の用材を消費していきす。これは国民一人当り一五石となり現在の森林の成長量の二倍近い量です。ところで今年あなたが植林した木が伐採できる頃(昭和七十年)には日本の用材消費見込量は今の約二倍近くの二億八千万石に達するものといわれています。最近建築材は鉄やその他の金属、あるいはコンクリートなどにかわつて、木材はあまり利用されないのではないかと心配される方もあるようです。が、何といたつても安くて丈夫な木材が最も多く使われますので、昭和七〇年における建築材の需要は現在の六割増の八千万石となるでしょう。又パルプ材も新聞用紙や一般用紙あるいは各種包装用紙などの需要の増加のほか、東南アジア、アフリカ諸国が日本の化繊を非常に歓迎して居りますので、現在の三・五倍の九千万石は必要となるでしょう。さらに抗木、枕木、造船、合板など木材の用途は広くまた木材工業の急速な発展をも考へれば二億八千万石という数字は決して無理のない数字と思われまして安心してどん／＼植林して下さい。

(林業新智識より転載)

伐つたら植えよ
植えたら伸ばせ

